

平成十八年十一月一日提出
質問第一三一号

琉球王国の地位に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

琉球王国の地位に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第七九号）では、理由を明示せずに答弁を拒否している部分があるところ、追加質問する。

一 一八七二年に政府は琉球藩を設置したと承知するが、既に一八七一年にいわゆる廃藩置県が行われ、藩を撤廃する形での行政改革が行われたにもかかわらず、なぜ沖縄では藩が設置されたのか。

二 琉球処分の定義如何。

三 一八五四年に琉球王国とアメリカ合衆国の間で締結された琉米修好条約、一八五五年に琉球王国とフランスの間で締結された琉仏修好条約、一八五九年に琉球王国とオランダの間で締結された琉蘭修好条約について、締結時点で政府はどのような関与をしていたか。あるいは一切関与していなかったか。史実に基づく明確な答弁を求める。

四 政府は、一八六八年に元号が明治に改元された時点において、当時の琉球王国が日本国の不可分の一部を構成していたと認識しているか。明確な答弁を求める。

右質問する。